

# 提出内容

---

受付番号： 195240120000000757  
提出日時： 2025年3月27日17時2分

---

案件番号： 195240120

案件名： 「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等に関する御意見の募集について

所管省庁・部局名等： 環境省水・大気環境局環境管理課

意見・情報受付開始日時： 2025年2月26日0時0分

意見・情報受付締切日時： 2025年3月28日0時0分

---

郵便番号： 540-0026

住所： 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19

氏名： 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚

連絡先電話番号： 06-6941-3745

連絡先メールアドレス： shodanren@osakacon.org

---

提出意見：

今回の2つの見直しが基礎としている、内閣府食品安全委員会の「有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健康影響評価」は、肝臓、脂質代謝、出生時体重の低下、ワクチン接種後の抗体応答の低下、発がん性を示す疫学研究等については証拠が限定的・不十分とし、動物試験の結果からTDI（PFOS 20 ng/kg 体重/日、PFOA 20 ng/kg 体重/日）を設定しています。

しかし、海外では近年の疫学研究の結果を採用し、より厳しい規制値（米：水道水 PFOS、PFOA各4ng/L、カナダ：水道水総PFAS 30 ng/L、独：水道水20種のPFAS合計100 ng/L、4種のPFAS合計20 ng/L、欧州食品安全機関(EFSA)：4種のPFAS合計TWI 4.4 ng/kg体重/週など）が提案・設定されています。

また、内閣府食品安全委員会の評価が示された後には、環境省のエコチル調査において、母親のPFASばく露、特にPFOSばく露と子どもの染色体異常との関連を示唆する研究結果も公表されています。

よって、これらの知見も踏まえた予防的な管理措置として、PFASの水道における水質基準をより厳しい値で設定すること、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準においては指針値ではなく基準値としてより厳しい値で設定し、汚染原因者への指導・処分を可能とすることを求めます。

---